

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{ヨリノカイシャ ニシノ コウギョウ} 有限会社西野興業
 住所 堺市中区辻之867番地7
 代表取締役 ^{ニシノ}西野 ^{リョウコウ}隆行
^{フリガナ}代表者氏名 072-296-2108
 電話番号 072-296-2118
 FAX番号 s.nishinokougyou@gmail.com
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | ✓ | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 磯城郡 水道企業団企業長 | | 24 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | | 11 | 葛城市 上下水道事業管理者 | | 18 | 高取町 水道事業管理者 | | 25 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 明日香村 水道事業管理者 | | 26 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 上牧町 水道事業管理者 | | | | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 王寺町 水道事業管理者 | | | | |

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 有限会社西野興業
住 所 堺市中区辻之867番地7
代表取締役 西野 隆行
代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 | |
|--------------------------------|-------------|
| フリガナ 氏 名 | フリガナ 氏 名 |
| 代表取締役 ニシノ タカユキ 西野 隆行 | |
| 取締役 ニシノ クニコ 西野 久仁子 | |
| 事業の範囲 | 管工事業 |
| 機械器具の名称、性能及び数 | 別表のとおり |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

| | |
|--------------------------------|---|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 有限会社西野興業 |
| 上記事業所の所在地 | 郵便番号 590-0106 住所 堺市南区豊田561番 072-296-2108 電話番号 072-296-2118 F AX番号 s.nishinokougyou@gmail.com メールアドレス |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| ニシノ カズヤ 西野 一也 | 第289892号 |

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | |
| 上記事業所の所在地 | |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| | |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

| 種 別 | 名 称 | 型式、性能 | 数量 | 備 考 |
|----------------|----------------------------|-------------|----|-----|
| 管の切断用の 機械器具 | 金切りのこ パイプカッター 塩ビカッター | 固定式鋸弦 | 2 | |
| | | RB-80-CV | 4 | |
| | | VC40、VC20 | 4 | |
| 管の加工用の 機械器具 | パイプペンダー やすり パイプねじ切り器 | 1/2～11/2インチ | 2 | |
| | | 300平型判丸型 | 3 | |
| | | N-100A | 3 | |
| 管の接合用の 機械器具 | トーチランプ パイプレンチ スパナ | ガスボンベ式 | 3 | |
| | | 13mm～100mm | 4 | |
| | | | 3 | |
| 水圧テスト ポンプ | 手動式テスト | T10K | 2 | |

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

有限会社西野興業
堺市中区辻之867番地7
代表取締役 西野 隆行

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府堺市中区辻之867番地7
有限会社西野興業

| | | |
|------------------|---|-------------------------------------|
| 会社法人等番号 | 1201-02-003590 | |
| 商号 | 有限会社西野興業 | |
| 本店 | 大阪府堺市中区辻之867番地の7 | 平成18年 4月 1日変更 平成18年 6月 1日修正 |
| | 大阪府堺市中区辻之867番地7 | 平成18年 4月 1日変更 平成22年 3月25日修正 |
| | | |
| | | |
| 公告をする方法 | 官報に掲載している | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |
| 会社成立の年月日 | 平成4年9月18日 | |
| 目的 | 1. 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、 2. 産業廃棄物収集運搬業 3. 貨物運送業 4. 貨物運送取扱業 5. 前各号に付帯する一切の事業 平成22年 3月31日変更 平成22年 4月 2日登記 | |
| 発行可能株式総数 | 60株 | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |
| | | |
| 発行済株式の総数並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 60株 | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |
| | | |
| 資本金の額 | 金300万円 | |
| 株式の譲渡制限に関する規定 | 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。 | |

大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地 7
 有限会社西野興業

| | | |
|---|--|-------------------------------------|
| | | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |
| 役員に関する事項 | 大阪府堺市辻之 8 6 7 番地の 7 取締役 <u>西野隆行</u> | |
| | 大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地の 7 取締役 <u>西野隆行</u> | 平成18年 4月 1日変更 |
| | | 平成18年 6月 1日修正 |
| | 大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地 7 取締役 <u>西野隆行</u> | 平成18年 4月 1日住所変更 |
| | | 平成22年 3月25日修正 |
| | 大阪府堺市辻之 8 6 7 番地の 7 取締役 <u>西野久仁子</u> | |
| 大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地の 7 取締役 <u>西野久仁子</u> | 平成18年 4月 1日変更 | |
| | 平成18年 6月 1日修正 | |
| 大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地 7 取締役 <u>西野久仁子</u> | 平成18年 4月 1日住所変更 | |
| | 平成22年 3月25日修正 | |
| | 代表取締役 <u>西野隆行</u> | |
| 登記記録に関する事項 | 平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により | 平成14年 7月 4日移記 |



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 7年 3月10日

大阪法務局堺支局
 登記官

井手繁樹



定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、有限会社 西野興業 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業
2. 産業廃棄物収集運搬業
3. 貨物運送業
4. 貨物運送取扱業
5. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府堺市中区に置く。

(資本の総額)

第 4 条 当社の資本の総額は、金 300 万円とする。

第 2 章 社員及び出資

(出資の株数及び 1 株の金額)

第 5 条 当社の資本は、これを 60 株に分け、出資 1 株の金額は、金 5 万円とする

(社員の氏名、住所及びその出資株数)

第 6 条 社員の氏名及び住所並びに出資株数は、次のとおりとする。

大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地 7

40 株 西野 隆行

大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地 7

20 株 西野 久仁子

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 7 条 当会社の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年 1 月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(総会の招集)

第 8 条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

2 社員総会を招集するには、会日より 7 日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

第 9 条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第 10 条 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第 11 条 各社員は、出資 1 株につき 1 個の議決権を有する。

(議事録)

第 12 条 総会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役

がこれに記名押印することを要する。

第 4 章 役 員

(取締役の員数)

第 13 条 当社の取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 14 条 当社の取締役は、当社の社員中より社員総会において選任する。ただし、必要があるときは、社員以外のものから選任することを妨げない。

(社長及び代表取締役)

第 15 条 当社に社長 1 名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

2 当社を代表する取締役は、社長とする。

(報 酬)

第 16 条 取締役の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(営業年度)

第 17 条 当社の営業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの年 1 期とする。

(社員配当金)

第 18 条 社員に対する配当金は、毎決算期末日現在の社員に配当するものとする。

上記は現行定款に相違ありません。

令和7年3月10日

この定款は原本に相違ない

大阪府堺市中区辻之 8 6 7 番地 7

有限会社 西野興業

代表取締役 西野 隆行



第二八九八九二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

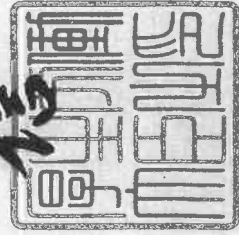
氏名 西野 一也

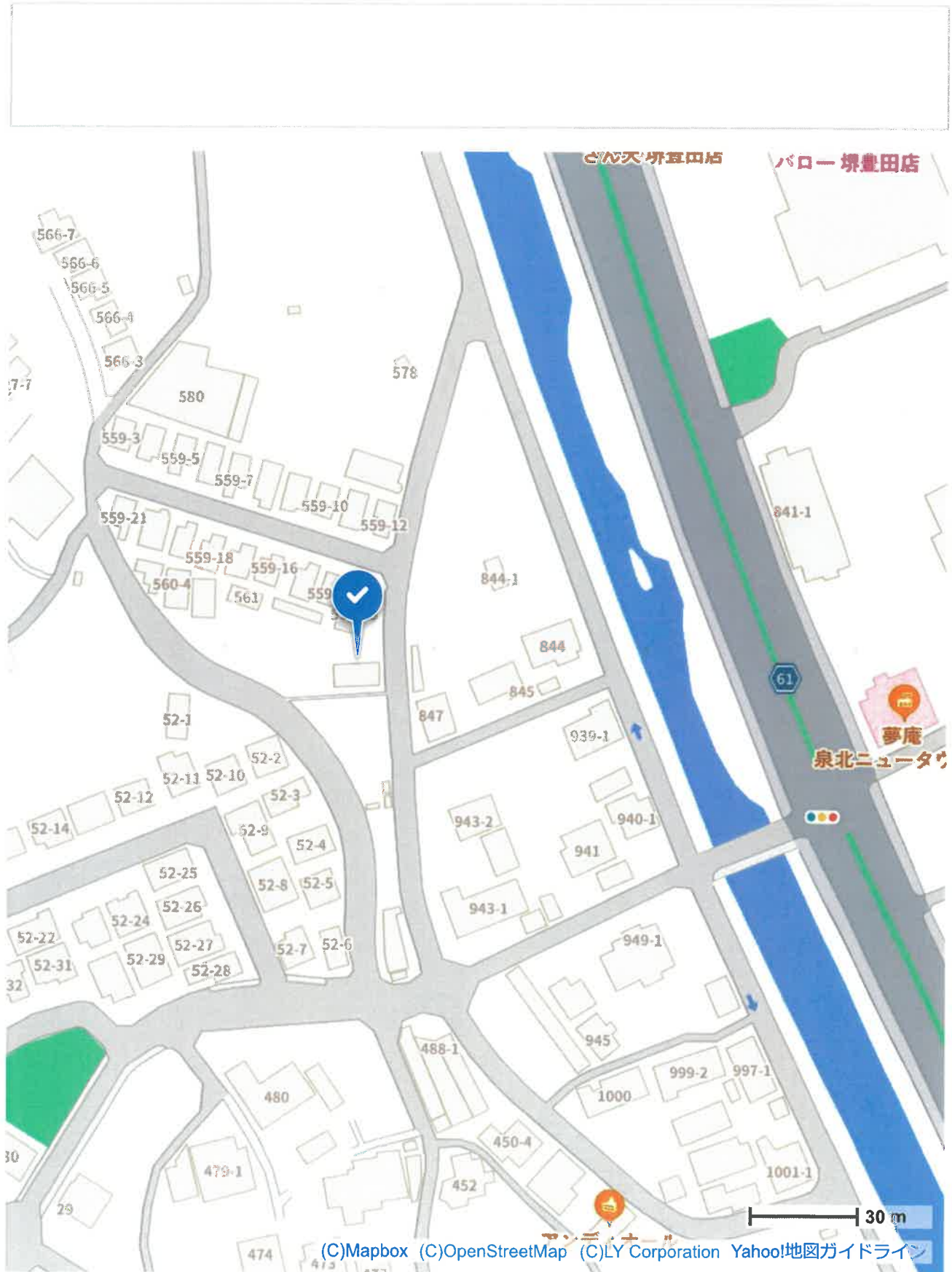
昭和五十九年十一月十二日生

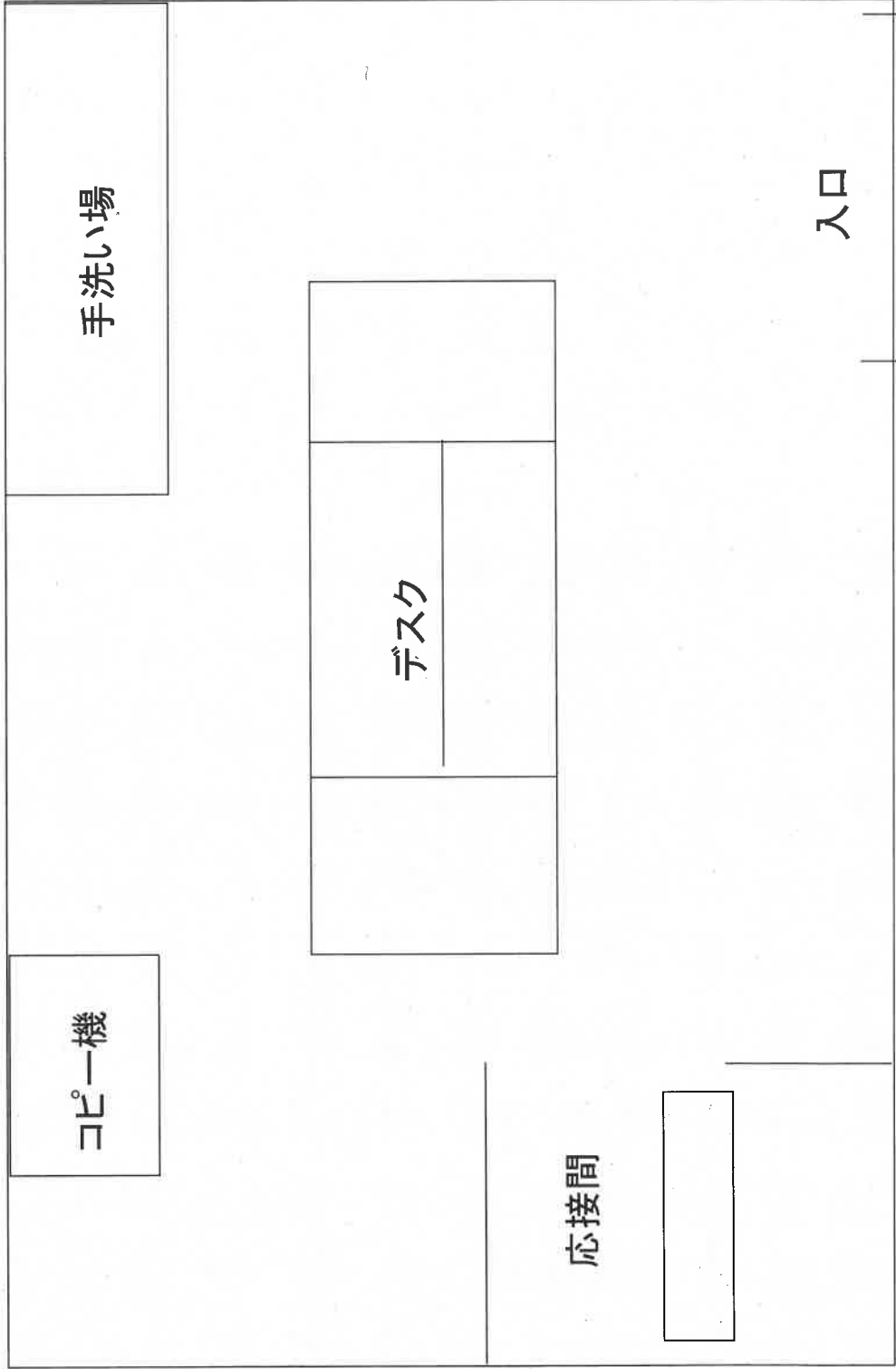
水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

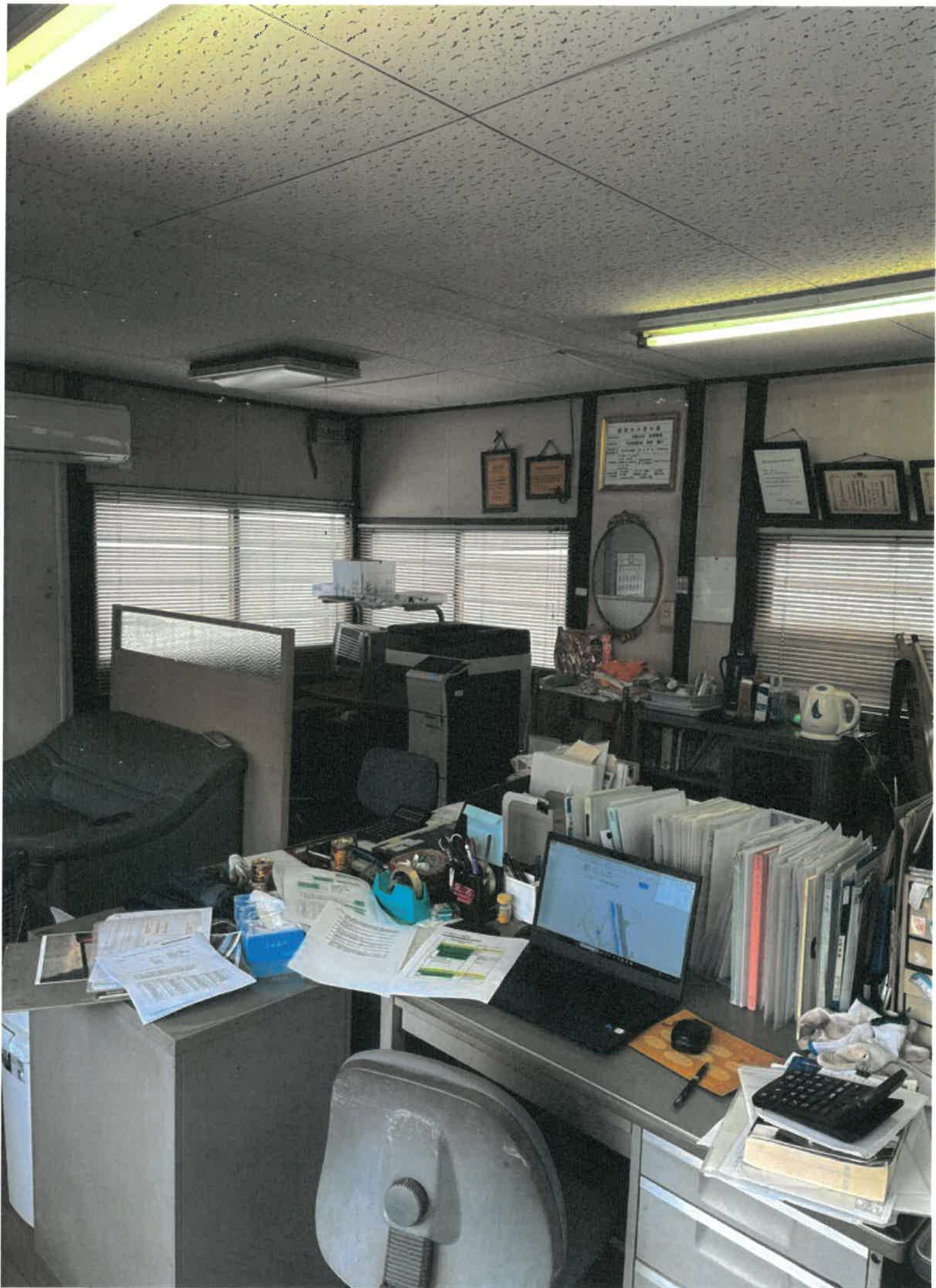
平成三十年一月十七日

厚生労働大臣 加藤勝信











指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ニシノコウギョウ 有限会社西野興業
 住所 堺市中区辻之867番地7
 代表取締役 ニシノ 西野 リウコウ 隆行
フリガナ 代表者氏名 072-296-2108
 電話番号 072-296-2118
 FAX番号 s.nishinokougyou@gmail.com
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | ✓ | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 磯城郡 水道企業団企業長 | | 24 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | | 11 | 葛城市 上下水道事業管理者 | | 18 | 高取町 水道事業管理者 | | 25 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 明日香村 水道事業管理者 | | 26 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 上牧町 水道事業管理者 | | | | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 王寺町 水道事業管理者 | | | | |

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

有限会社西野興業
堺市中区辻之867番地7
代表取締役 西野隆行

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 有限会社西野興業 | |
|-----------------------------|--------------------|-----------|
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
| 西野 一也 | 第289892号 | |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二八九八九二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 西野 一也

昭和五十九年十一月十二日生

水道法昭和五十九年法律第百七十七号の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月十七日

厚生労働大臣 加藤勝信

